



# 犬との正しいつきあい方 ～犬の飼い主の方へ～

## ★ 犬も人も幸せになるために

犬は家族の一員として、癒やしや生活の豊かさを与える存在です。

しかし、犬や猫に関する苦情やトラブルも多く寄せられ、その原因のほとんどが一部の飼い主の不適正な動物の飼い方によるものです。

犬の飼い主は、動物の習性を理解した上で、周囲に迷惑をかけないように、ルールを守った正しい飼い方に努めましょう。

## ★ 犬の飼い方のポイント

- ◆ 飼う場所について  
飼育場所は常に清潔に保ち、  
悪臭や害虫の発生を防ぎましょう。
- ◆ 放し飼いはやめましょう！



犬は鎖につなぐか囲いの中で飼い、他の人への危害防止のため、また、犬が交通事故にあったり、迷子になるのを防ぎましょう。



- ◆ 鳴き声について  
早朝、深夜の無駄吠えなどの苦情が寄せられています。  
適切な飼育場所や、しつけを行い、周囲の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◆ 不妊・去勢手術を行ないましょう



子犬を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。



- ◆ 迷子にさせないために  
万が一の時のため、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票、  
名札を着けましょう。  
また、迷子になったら、すぐに兵庫県動物愛護センター  
や宝塚警察署に届出をしましょう。
- ◆ もし犬が事故を起こしたら  
犬が他人を傷つける（咬む、ひっかく）などしたときには、  
すぐに兵庫県動物愛護センターに連絡してください。



- ◆ 最後まで責任をもって飼いましょう  
もし、どうしても犬が飼えなくなった場合は、新たな飼い主を見つけるように努力しましょう。  
犬を捨てることや虐待をした場合は、法律違反になり罰せられます。

## ★ 散歩のときの注意しなければならないこと

- ◆ 必ずリードをもって散歩しましょう  
屋外では必ずリードを着けて、犬を十分制御出来る人が散歩しましょう。  
思わぬ事故を引き起こしたり、交通事故に遭う危険から守ることができます。
- ◆ フンは必ず持ち帰りましょう。



散歩コースをフンで汚さないために、持ち帰って適切に処理しましょう。  
放置すると兵庫県条例違反になります。

- ◆ 排尿させる場所にも気をつけましょう。  
家の門柱や飲食店の前、公園のみんなが座る芝生の上でのおしっこはよい気分がしないものです。  
散歩に出る前に室内や庭で排尿を済ませておくことが、理想です。  
散歩時に尿をした場合は、しっかり水で流しましょう。



犬や猫に関する指導や相談に関しては、  
兵庫県動物愛護センター 〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1 電話 06-6432-4599 へ

### 関係法令等

#### 動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（第44条第1項）

愛護動物遺棄した者は、100万円以下の罰金（第44条第3項）

#### 兵庫県条例 動物の愛護及び管理に関する条例抜粋

飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないよう、これを鎖等でつないでおかなければならない。（第12条第1項）

飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所において糞を排泄した場合には、直ちに当該糞をその場所から除去しなければならない。（第12条第2項）

上記に違反した場合は、10万円以下の罰金（第39条第3項）

